

○千葉県都市計画事業土地区画整理事業に係る保留地の処分に関する規則 新旧対照表

新	旧
<p>(契約書の作成等)</p> <p>第二十九条 知事は、契約を締結しようとする場合においては、次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成し、買受者とともに当該契約書に記名押印しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 契約の目的 二 契約金額及びその支払の方法 三 契約保証金 四 契約の履行期限 五 契約違反の場合の措置 六 分納の場合の方法 七 その他必要な事項 <p>2 前項の契約書は、同項各号に掲げる事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、知事が買受者とともに電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。)を行わなければならない。</p>	<p>(契約書の作成)</p> <p>第二十九条 知事は、契約を締結しようとする場合においては、次に掲げる事項を記載した契約書を作成し、買受者とともに当該契約書に記名押印しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 契約の目的 二 契約金額及びその支払の方法 三 契約保証金 四 契約の履行期限 五 契約違反の場合の措置 六 分納の場合の方法 七 その他必要な事項 <p>(新設)</p>

附 則 (令和六年三月二十九日規則第四十号)

この規則は、令和六年四月一日から施行する。